

名古屋都市計画公園の変更計画書(案)

(名古屋市決定)

名古屋都市計画公園の変更（名古屋市決定）

都市計画公園中 3・3・19 号小幡稻荷公園ほか 5 公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・3・19	小幡稻荷公園	名古屋市守山区小幡中三丁目	約 1.5ha	
近隣公園	3・3・74	多加良浦公園	名古屋市港区多加良浦町4丁目	約 1.3ha	
近隣公園	3・3・75	桶狭間公園	名古屋市緑区桶狭間神明	約 1.7ha	
地区公園	4・4・17	船頭場公園	名古屋市港区小賀須一丁目、小賀須四丁目、船頭場四丁目、船頭場五丁目	約 5.7ha	
地区公園	4・4・18	雨池公園	名古屋市守山区御膳洞	約 6.0ha	
地区公園	4・4・21	細根公園	名古屋市緑区鳴海町字姥子山、字細根	約 8.9ha	

「区域は計画図表示のとおり」

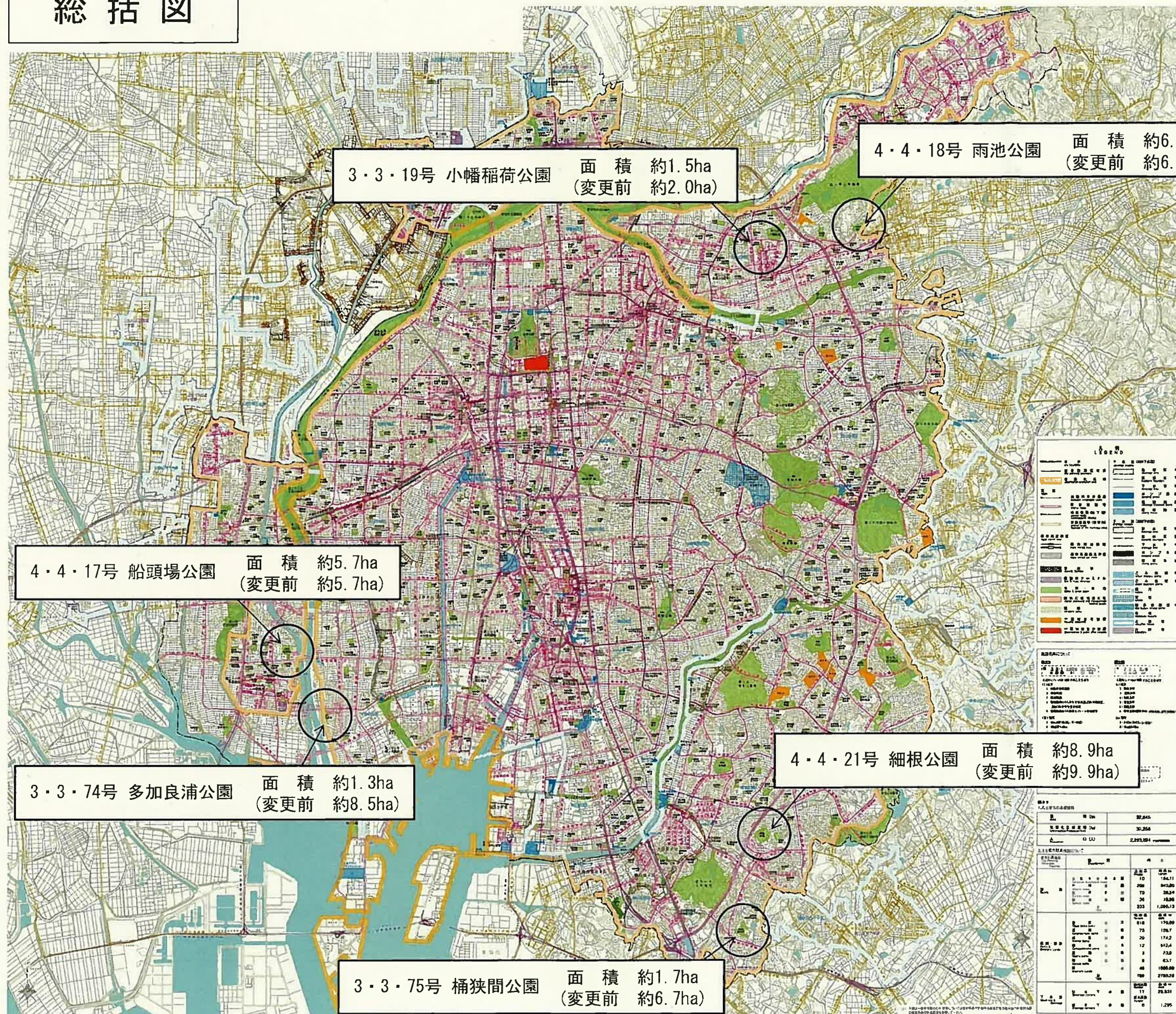
理 由

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針(第2次)」(平成30年3月)に基づき、小幡稻荷公園、多加良浦公園、桶狭間公園、船頭場公園及び細根公園の5公園について変更する。

また、雨池公園は、道路の線形変更にあわせた一部区域の変更及び区域の整正を行うものである。

総括図

9-2
第9号議案



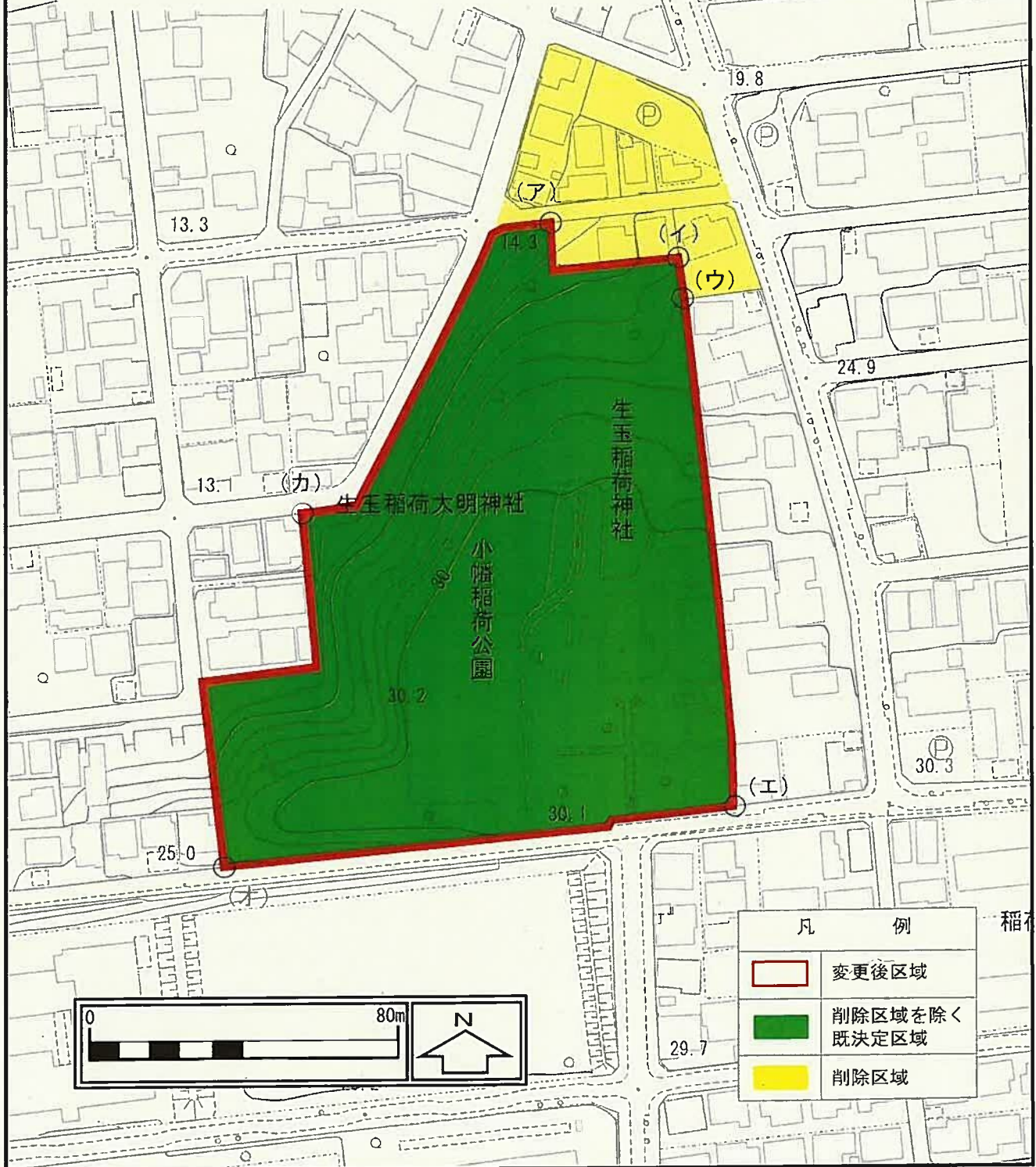
計画図

3・3・19号 小幡稲荷公園 面積 約1.5ha
(変更前約2.0ha)

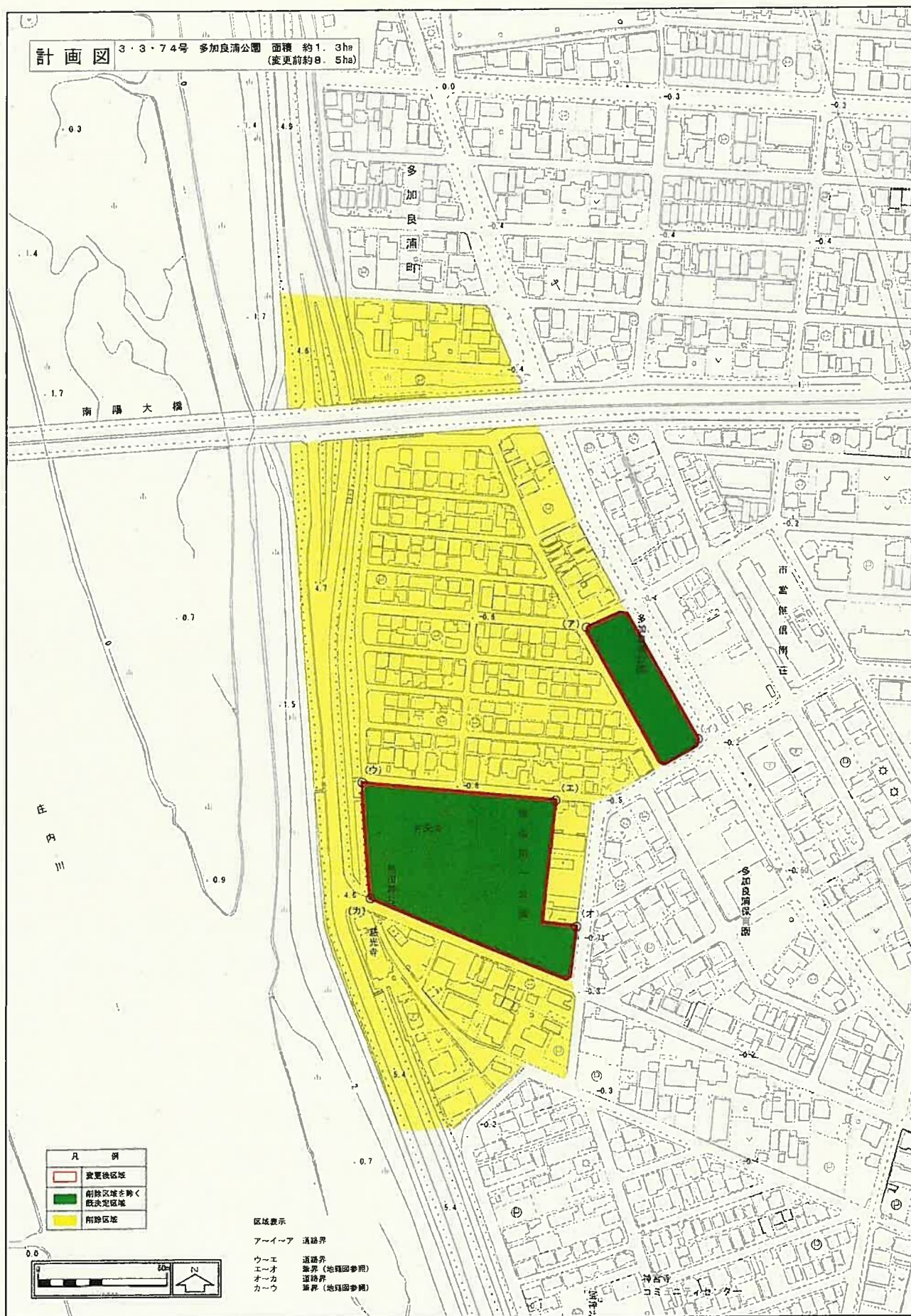
道名古屋

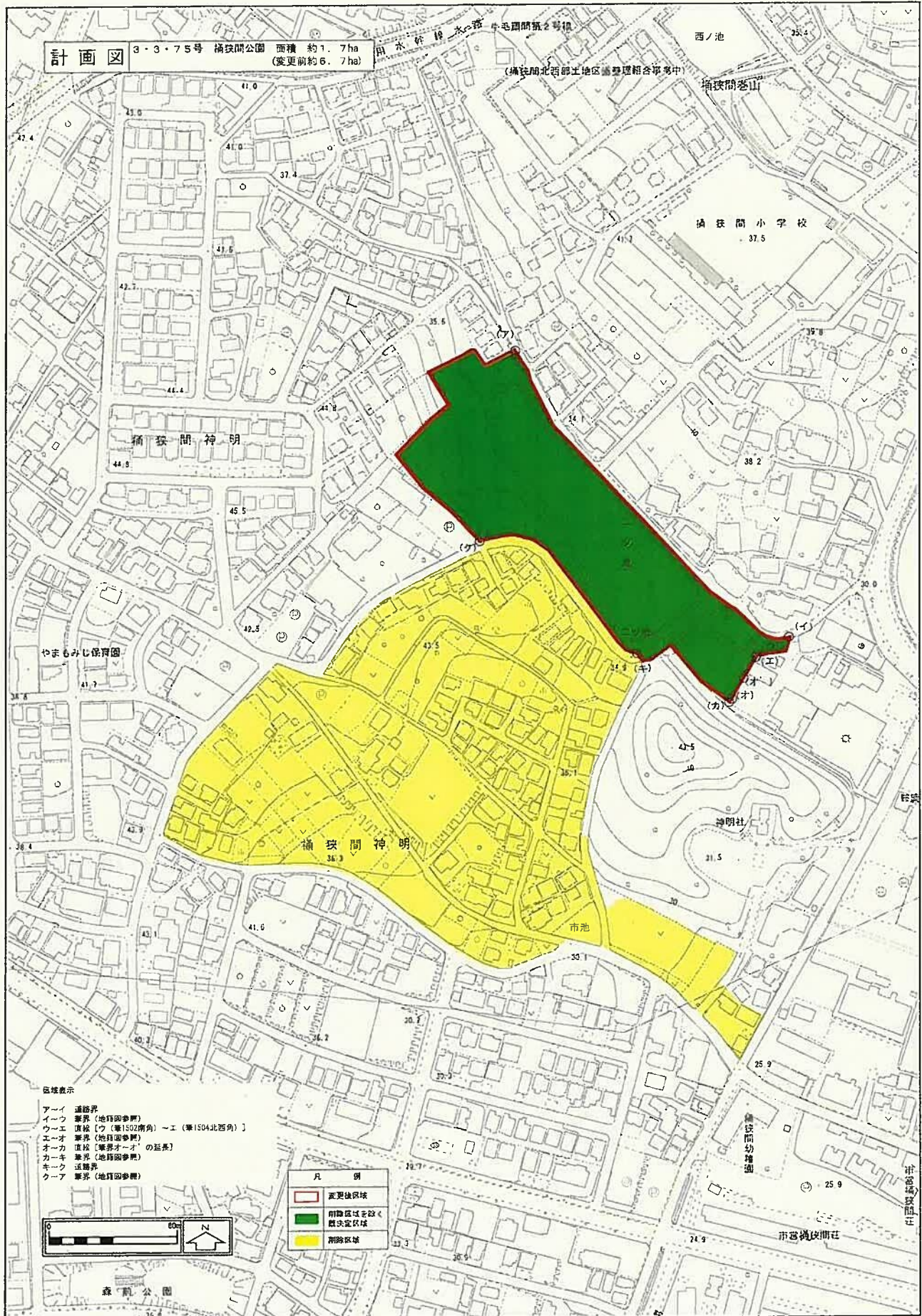
区域表示

- ア～イ 筆界（地籍図参照）
- イ～ウ 直線〔イ（筆1304の南東端）～ウ（筆1306の北西端）〕
- ウ～エ 筆界（地籍図参照）
- エ～オ 道路界
- オ～カ 筆界（地籍図参照）
- カ～ア 道路界



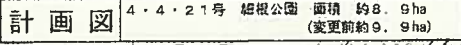
凡 例	
	変更後区域
	削除区域を除く 既決定区域
	削除区域











都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和元年5月10日～令和元年5月24日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・細根公園の計画をいとも簡単に変更され困惑している。一刻も早く市の方に土地を購入して欲しい。	・細根公園の宅地化が進行している区域については、平成20年の都市計画の見直しの方針と同様、平成30年の第2次見直しにおいても都市計画公園区域の削除を検討することとしております。 都市計画公園区域から削除となった場合、公園事業を行わないため市が買い取らない区域となります。